

ノルウェー王国 (Kingdom of Norway)

通信

I 監督機関等

1 運輸通信省 (Ministry of Transport and Communications)

Tel. : +47 22 24 90 90

URL : <https://www.regjeringen.no/en/dep/sd/id791/>

所在地 : Akersgata 59 (R5) , Oslo, NORWAY

幹部 : Ketil Solvik-Olsen (大臣 / Minister)

所掌事務

電気通信分野に関する政策立案及びノルウェー郵便電気通信庁 (NPT) の監督、電気通信分野の研究開発と調査、国際協力等を所掌している。電気通信分野を主に担当しているのは、民間航空・郵便事業・電気通信局 (Department of Civil Aviation, Postal Services and Telecommunications) である。

2 ノルウェー通信庁 (Norwegian Communications Authority : Nkom)

Tel. : +47 22 82 46 00

URL : <http://www.nkom.no/>

所在地 : Nygård 1, Lillesand, Oslo, NORWAY

幹部 : Torstein Olsen (長官 / Director General)

所掌事務

1987年に設置され、運輸通信省の下で郵便及び電気通信分野の規制監督を所掌する。財源は事業者が支払う免許料等である。2015年1月にノルウェー郵便電気通信庁 (NPT) から名称を変更した。電気通信分野での主な所掌は電気通信事業者の規制監督、電気通信資源 (番号・周波数等) の割当て・管理、標準化の推進、基準認証の実施、運輸通信省への助言、国際協力などである。

II 法令

1 2003年電子通信法 (2003 Electronic Communications Act)

同国はEUに加盟していないものの、EUと歩調を合わせる形で電気通信分野の法制度の整備を進めている。EUの電気通信分野における「新たな規制枠組」との制度的な整合性を図るため、2003年7月にそれまでの「1995年電気通信法 (Telecommunications Act No.39 of June 1995)」が改正され、「2003年電子通

信法」が施行された。市場において顕著な支配力を有する（Significant Market Power：SMP）事業者規制、アクセス関連義務、相互接続、コロケーション、基盤共有等に関する権限を規制機関に付与し、ユニバーサル・サービス義務、周波数管理についても規定している。

2 電子通信網及びサービスに関する規則（Regulations on Electronic Communications Networks and Services）

「2003年電子通信法」に基づき2004年に制定された。サービス提供者及び利用者の電子通信網に接続する際の権利と義務及び電子通信サービスの規定に適用される。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

「2003年電子通信法」により、電子通信サービスを行う事業者にはNPTに登録する義務が課せられている。周波数利用に際しては別途免許が必要である。

2 競争促進政策

（1）SMP事業者規制

EU諸国同様に、SMP事業者に対する規制を行っている。これはSMP事業者に対し、特別な義務を課す非対称規制であり、SMP事業者と指定された場合は、他の事業者との相互接続の際の接続条件の透明性や非差別性、コストに基づいた接続料金の設定等が義務付けられている。小売・卸売を合わせて16事業者がSMP事業者と指定されている。旧国営事業者テレノール（Telenor）はすべての市場でSMPに指定されていたが、「固定電話の小売市場（マーケット1）」と「固定電話の通話発信の卸売市場（マーケット2）」で指定解除が決定された

（2）番号ポータビリティ

地理的番号及び非地理的番号（情報サービス等）を含み、固定電話には1999年6月に、移動電話には2001年11月に導入されている。2013年9月にNPT（現Nkom）は、番号移行所要時間の上限を7日間から短縮することを発表した。新しい規制の下では新規オペレーターへの乗り換えを顧客からの申込みを受けてから8時間以内に完了されなければならない。

（3）相互接続

相互接続は、事業者間の商業協定に基づき実行される。SMP事業者であるテレノールは、相互接続料金の基準を示すReference Interconnection Offer（RIO）の公表を義務付けられている。RIOは規制機関Nkomの認可を必要とする。

（4）移動電話着信接続料金規制

2010年9月、NPTは国内の移動体通信事業者の移動電話着信接続料金（MTRs）を規制すると発表した。規制により、各事業者には2013年始めから1分当たり

0.15NOK の均一料金設定が義務付けられた。2014 年 9 月、NPT は MTRs の更なる引下げが必要であるという見解を示し、2015 年 4 月から 1 分当たり 0.083NOK に、2016 年 1 月から同 0.075NOK、2017 年 1 月から同 0.065NOK に引き下げる案を提示した。

なお MTRs の規制は MVNO 事業者にも適用された。2011 年 1 月 1 日からは同 0.4NOK に、2011 年 7 月 1 日から同 0.3NOK に、同年末までに 0.2NOK に、そして 2013 年 1 月 1 日からは 0.15NOK への引下げが MVNO 事業者に義務付けられた。

3 情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス

電話やデジタル電子通信網への接続などがユニバーサル・サービスとして定められており、事業者には提供義務が課されている。2015 年現在、基金は存在しないが、サービスの提供において事業者に過度の負担がかかる場合には基金の創設が認められている。

4 ICT 政策

ノルウェー・デジタル・アジェンダ (Digital agenda for Norge)

2013 年 3 月、政府は IT 政策の基本計画である「ノルウェー・デジタル・アジェンダ」を公表した。本アジェンダは、①ノルウェー・オンライン (デジタル参加、ブロードバンド)、②デジタル革命 (健康とケアサービス、公共部門のデジタル化、ICT と気候)、③成長基盤 (ICT の競争力と技術開発、信頼できる ICT)、④実行 (政策実行に伴う責任、フォローアップ、経済や行政における重要性) の 4 セクションで構成されている。

5 消費者保護政策

情報提供

NPT はインターネットを利用する消費者に助言を行うウェブサイトを開設している。Netvett ではインターネット利用やセキュリティ問題、Bredbandsporten では地域別に利用可能なブロードバンド情報、Telepriser では固定、IP 電話、移動電話の料金に関する情報の提供を行っている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線・通信機器の認証制度については、NPT (現 Nkom) が EU の「R&TTE 指令」に対応する形で新規則 (Regulations on EEA requirements related to radio equipment and telecommunications terminal equipment) を策定し、2000 年 7 月 1 日に施行している。技術規格の標準化も Nkom が所掌しており、ITU や欧州電気通信標準化機構 (European Telecommunications Standards Institute: ETSI)

と調整しながら、国内政策を実施している。

V 事業の現状

1 固定電話

市内、長距離、国際ともに 1998 年 1 月 1 日より自由化され、旧国営事業者のテレノール以外に、スウェーデンのテリアソネラ傘下のネットコム (Netcom、旧テレ 2 ノルゲ)、その他に Get や Ventelo 等多くの新規競争事業者が参入しているが、特に一般家庭向け市場では依然としてテレノールの優位が続いている。ビジネス向けの固定電話市場でもテレノールが最大のプロバイダとなっている。固定電話全体の約 4 割を占める VoIP の加入者数は 2014 年末現在約 41 万で、前年から減少した。なお VoIP でもテレノールが最大のシェアを占めるが固定回線に比べると競争状態にある。

2 移動体通信

移動電話の普及率は毎年微増を続け、115～116%で推移している。主な事業者として、テレノール (前 Telenor Mobil)、スウェーデンのテリアソネラ傘下のネットコム、Ice.net が挙げられる。市場シェア 3 番手に位置していたスウェーデンのテレ 2 傘下のテレ 2 ノルゲは、2015 年にテリアソネラにより買収され、ネットコムに吸収された。ほかにも、Lycamobile や Ventelo 等、多数の事業者が MVNO サービスを提供している。

3G に関しては、2000 年に初の UMTS 免許が交付され、テレノールが 2004 年 12 月、ネットコムは 2005 年 3 月からサービスを開始している。LTE は、ネットコムが 2009 年 12 月に親会社テリアソネラのスウェーデンにおけるサービス開始と同時に世界初の商用サービスをオスロ中心部で開始した。また、テレノールも 2012 年 10 月に商用サービスを開始した。

3 インターネット

2015 年 6 月現在の市場シェアは、テレノールが 42.0%、電力会社 Lyse グループに属する Altibox が 20.3%、デンマークに本拠を置く TDC グループが所有する Get が 12.7%、スウェーデンに本拠を置くテリアソネラから通信サービス事業者 Telio に売却された NextGenTel が 6.8%となっている。接続方法としては xDSL が約 37%を占め、ケーブルモデムと光ファイバは約 3 割となっている。高速の光ファイバのサービスは Altibox やテレノールにより主に提供されている。このほか、テレノールが三つの衛星 (Thor III、THOR 5、THOR 6) を所有し、映像、音声、高速データ等の各種伝送サービスを行っている。

WiMAX は NextGenTel が 2005 年にトライアルサービスをオスロとベルゲンで開始した。同社以外にテレノールも WiMAX サービスを提供している。

4 新成長サービス

(1) IPTV

IPTV サービスは 2004 年に市場参入した公益事業体 Lyse Tele (現 Altibox) が最大の市場シェアを占め、テレノールや NextGenTel が続く。その他、複数の通信事業者及び放送事業者もサービスを提供している。

(2) バンドルサービス

テレノールが有料テレビ事業を展開する子会社 Canal Digital を通じて高速ブロードバンドとテレビチャンネルに固定通話がバンドルされたサービスを提供している。また、Get も同様のサービスを提供している。

(3) モバイルテレビ

モバイルテレビは 2009 年 5 月から DMB 方式のサービス (Mini TV) が、公共放送 NRK や商業放送 TV2 などの合弁企業 Norges Mobil-TV (Norway's Mobile TV Corporation : NMTV) により提供されている。六つの無料テレビチャンネルと 15 のデジタルラジオ放送サービスが利用できる。ただし移動電話端末に対応しておらず利用は限られている。

VI 運営体

テレノール (Telenor)

Tel. : +47 678 90 000

URL : <http://telenor.com/>

所在地 : Snarøyveien 30, N-1331 Fornebu, NORWAY

幹部 : Svein Aaser (会長 / Chairman)

Sigve Brekke (社長兼最高経営責任者 / President and CEO)

概要

政府電信局を前身とする国内最大の電気通信事業者である。固定電話、移動体通信、衛星通信、データ通信等で様々なサービスを提供している。

2014 年のグループ売上高は 1,065 億 NOK である。北欧 (ノルウェー、デンマーク、スウェーデン) や中東欧 (ハンガリー、モンテネグロ、セルビア、ブルガリア)、アジア (パキスタン、バングラデシュ、タイ、マレーシア、インド) の計 13 か国で事業を展開している。2013 年にはカタールの Ooredoo とともに外国企業として初となるミャンマーの移動体通信市場への進出を果たした。サービスは 2014 年 9 月に開始している。

放送

I 監督機関等

1 文化省 (Ministry of Culture)

Tel. : +47 22 24 90 90

URL : <https://www.regjeringen.no/en/dep/kud/id545/>

所在地 : Akersgata 59, Oslo, NORWAY

幹部 : Thorhild Widvey (大臣 / Minister)

所掌事務

1982年設立。2010年4月1日に文化・教会省から文化省へと改称した。文化、メディア、スポーツ、宝くじ分野等を所掌している。同省のメディア政策・著作権局 (Department of Media Policy and Copyright) が放送政策の立案及び地上全国放送 (ラジオ・テレビ) の免許付与決定を所掌している。

2 メディア庁 (Norwegian Media Authority)

Tel. : +47 69 30 12 00

URL : <http://www.medietilsynet.no/>

所在地 : Nygata 4, 1607 Fredrikstad, NORWAY

幹部 : Tom Thoresen (長官 / Director)

所掌事務

映像等級審査機構、メディア所有庁、マスメディア庁が統合して、2005年1月に設立された。ローカルラジオ・テレビ、衛星放送の免許交付、メディアの監視、新聞や地域放送の認可、テレビとラジオの広告規制、メディア企業の合併、メディア利用者の安全、関連調査の実施などを所掌している。

3 ノルウェー通信庁 (Nkom)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

ケーブルテレビ設備の設置認可を所掌している。

II 法令

1 1992年12月4日の放送に関する法律第127号 (Act No.127 of 4 December 1992 relating to Broadcasting)

同法では、放送ライセンスの取得要件や、広告やスポンサーシップ、放送ネットワーク、料金等について制定している。なお、「2005年6月17日の法律第98号」に基づく改正により、メディア庁に関する記述が加えられた。

2 1997年2月28日の放送規則第153号 (No.153 of 28 February 1997 relating

to Broadcasting)

同則では、放送内容や広告・スポンサー、料金等、放送事業者が守るべき事項等について規定している。「2005年2月18日の規則第1324号」に基づく改正により、メディア庁に関する記述が加えられた。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

メディア庁が放送の分野の免許付与と監視を行っている。放送分野に関する外資規制は存在しない。

2 受信料

公共放送であるノルウェー放送会社（NRK）の主な財源は受信料の収入で、全収入の約96%を占めている。受信料額は政府が予算と併せて議会に提案し、決定される。2015年の受信料は2,756.16NOKとなっている。

3 地上デジタル放送（DTT）

2007年から首都オスロを含む3地域で開始され、2008年11月から全土で放送が始まった。アナログ放送は2009年12月1日に終了し、デジタル放送に完全移行した。三つのマルチプレックスを使用してサービスが提供されており、運営免許の有効期間は15年となっている。2006年に公共放送NRK、商業放送TV2、通信事業者テレノールのコンソーシアムであるNorges Televisjon（NTV）に免許が付与された。NTVには三つのマルチプレックスについて95%の人口カバレッジの達成が義務付けられている。また、地上デジタル放送網や衛星放送の電波から外れる地域に居住する5,200世帯に対して、公共放送NRKのサービスを受信できるようにするため、地上デジタルローカルサービスの提供も義務付けられている。

Ⅳ 事業の現状

1 ラジオ

公共放送はNRKがP1（総合）、P2（文化・教養）、P3（青年層向け）などのチャンネルで放送を行っている。その他、北部地域でサーミ語とノルウェー語によるNRK Sapmi Radioを放送している。商業放送はロック専門のRadio Hele Norge（P4）と、2004年に放送を開始した若者向け音楽中心のRadio Norgeが全国放送を実施している。このほか、約250のローカルラジオ放送が行われている。

2 テレビ

公共放送のNRKが3チャンネルの全国放送を提供している。商業放送のTV2は1992年9月から全国放送を行っている。ノルウェーの地上デジタル放送は、

三つのマルチプレックスを使用して多チャンネルサービスが行われている。

3 衛星放送

加入数はテレビ所有世帯の約 3 割である。テレノールが所有する Canal Digital とスウェーデン最大のメディア企業 MTG が所有する Viasat の 2 社が衛星放送を実施している。Canal Digital は Canal+ や HD チャンネル等のパッケージを提供し、Viasat は基本パッケージに加え、映画専門チャンネルや海外衛星チャンネルなどを様々なパッケージで提供している。

4 ケーブルテレビ

テレビ所有世帯の約 4 割が加入している。テレノールが所有する Canal Digital (加入数は約 50 万) と、デンマークの通信事業者 TDC グループが所有する Get (旧 UPC Norge、加入数は約 37 万) が主な事業者で、両社が市場の 90% を占めている。HD の多チャンネルサービスのほか、インターネット接続、音声電話サービスを提供している。ケーブルテレビにはスウェーデンやデンマークの公共放送もパッケージに含まれている。

V 運営体

1 ノルウェー放送会社 (Norwegian Broadcasting Corporation : NRK)

Tel. : +47 23 04 70 00

URL : <http://www.nrk.no/>

幹部 : Thor Gjermund Eriksen (会長 / Director)

概要

1933 年に国有企業としてラジオ放送を開始、1960 年にテレビ放送を開始した。1988 年に公共放送事業体に改組され、1996 年に政府 100% 出資の持株会社となった。ラジオ 3 チャンネル、テレビ 3 チャンネルの全国放送を行っている。テレビ放送のチャンネルは、NRK 1 (総合)、NRK 2 (NRK 1 の補完)、NRK 3/Super (若者向け / 子ども向け) で構成されている。

広告放送は禁止されているが、スポンサーシップはスポーツイベント中継など一部で許可されている。1997 年の法令により、少数民族言語による放送やノルウェー音楽の放送等が義務付けられている。

2 TV2

Tel. : +47 9150 2255

URL : <http://www.tv2.no/>

所在地 : Nøstegaten 72, Postboks 7222, 5020 Bergen, NORWAY

幹部 : Alf Hildrum (編集長 / chief editor)

概要

商業放送事業者として国内初の全国テレビ放送を 1992 年に開始した。主なチ

チャンネルとして、TV2（総合編成）、TV2 News（ニュース）、TV2 Film（映画）、TV2 Sport、TV2 Zebra（若者向け）がある。なお、公共放送 NRK と同様に公共サービス放送が義務付けられている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 運輸通信省

(通信／I－1の項参照)

(2) ノルウェー通信庁 (Nkom)

(通信／I－2の項参照)

2 標準化機関

(1) ノルウェー通信庁 (Nkom)

(通信／I－2の項参照)

所掌事務

郵便及び電気通信分野の標準化を所掌。この分野における欧州及び国際的な共同作業の調整を主要業務とし、国の標準化機関として ITU や ETSI に参加する。

(2) その他の標準化機関

ノルウェー規格協会 (Standards Norway : SN) は、電子技術及び電気通信技術を除くすべての分野の標準化を所掌し、ノルウェー国内標準 (Norsk Standard : NS) を発行するとともに、CEN 及び ISO の国家代表メンバーである。また、ノルウェー電子技術委員会 (The Norwegian Electrotechnical Committee : NEK) は、電子技術分野の標準化を所掌し、CENELEC 及び IEC の国家代表メンバーである。なお、Standard Online AS が、ノルウェーの基準やその関連製品のマーケティングと販売を所掌し、利用可能な標準や SN、NEK 及び Nkom で進行中の標準化作業に関する情報を提供している。

II 電波監理政策の動向

周波数管理については、「2003年電子通信法」第6章に規定されており、原則として無線周波数は、周波数管理当局 (Nkom 又は運輸通信大臣) の免許又は当局の使用許可がないと使用できない。

無線周波数の割当ては、競争による周波数資源の有効活用、サービスの自由な展開と調和を考慮して行われ、地理的カバレッジ、帯域幅、認可期間、技術仕様

について検討され、割り当てられる。周波数に制限があった場合、選択基準は客観的で差別がなく、公平でなければならず、Nkom の判断によりオークション又は入札が実施される。一方、周波数が未使用で、向こう 3 年間使用する予定のない場合、特定の条件を満たした者であれば、周波数を使用する権利を申請することができる。ただし、地上系の無線業務に使用される周波数帯（453-457.5/463-467.5MHz、880-914/925-959MHz、1710-1785/1805-1880MHz、1900-1980MHz/2110-2170MHz、及び 174-240MHz、470-790MHz）を除く。

割り当てられた周波数免許は、譲渡が可能であるが、その際に双方関係者の契約書類の取り交しが必要で、Nkom の承認を得なければならない。

2013 年 12 月 6 日に終了したマルチバンド・オークション（800MHz/900MHz/1.8GHz）では、テリアソネラ（ネットコム）、テレノール、テルコデータ（ウクライナ系米国人の大富豪 Leonard Blavatnik 氏が設立した持株会社 Access Industries 傘下のベンチャー企業）の 3 者が落札した。落札者は、デジタル地上テレビ（DTT）との間の干渉軽減措置にかかる費用のすべてを共同で負う義務が課せられている。

マルチバンド・オークションの落札結果（2013 年 12 月）

落札者	800MHz 帯	900MHz 帯	1.8GHz 帯	落札額（NOK）
テリアソネラ （ネットコム）	2×10MHz（カバ レッジ義務あ り）	2×5MHz	2×10MHz	6 億 2,670 万
テレノール	2×10MHz	2×5MHz	2×10MHz	4 億 5,300 万 2,000
テルコデータ （Telco Data）	2×10MHz	2×5MHz	2×20MHz	7 億 750 万
合計	60MHz 幅	30MHz 幅	80MHz 幅	17 億 8,470 万 2,000

出所： <http://www.nkom.no/aktuelt/nyheter/resultat-av-auksjonen/>

2013 年 12 年に実施されたマルチバンド・オークションでは、800MHz 帯及び 900MHz 帯はすべて落札されたが、1.8GHz 帯は 2×5MHz の 3 ブロックが売れ残った。NPT（現 Nkom）は当初、売れ残った 3 ブロックの周波数オークションを、2015 年 1 月 25 日に開始する予定であった。しかし、テリアソネラ（ネットコム）が 2014 年 7 月にテレ 2 ノルゲを 51 億 NOK で買収することで合意したことから、NPT は 2014 年 9 月、同オークションの実施の延期を決定した。その後、Nkom は 2015 年 7 月 15 日に、売れ残りの 3 ブロックの合計 2×15MHz（1710-1725/1805-1820MHz）のオークション規則を発表し、2015 年 11 月 25

日にオークションが開始され、テレノールが2×10MHzを5億8,530万NOKで、テリアソネラが2×5MHzを2億9,270万NOKでそれぞれ落札した(2015年12月)。

ノルウェーでは、既存の900MHz帯の一部の免許の期限が2017年12月31日に失効するのを受け、当該免許をオークションによって割り当てることが検討されている。Nkomは2015年6月9日から同年8月24日まで公開諮問を実施し、オークション規則の最終枠組を2015年10月16日に発表した。オークション時期は2016年夏で、対象となる帯域はテリアソネラ(ネットコム)の免許(890.1-889.9/935.1-944.9MHz)及びテレノールの免許(904.9-915.0/949.9-960MHz)の合計約2×10MHzとなっている。

Ⅲ 周波数分配状況

ノルウェー周波数計画

ノルウェーの周波数分配状況及び今後の計画については、以下の検索サイトで確認することができる。

周波数分配表 URL :

<http://frekvens.nkom.no/Frekvensportalen/index.xhtml>